

(案)

資料9

答申第33号
令和6年 月 日

高知県公営企業局長
笹岡 浩 様

高知県公文書管理委員会
会長 ○○ ○○

高知県公文書等の管理に関する条例第14条第3項の規定による諮問に
ついて（答申）

令和5年12月15日付け5高企病第611号により諮問のあった下記の事項につ
いては、審議の結果、適当と認められます。

記

高知県公営企業局公文書管理規程を立案どおり一部改正することについて